

監査報告書

令和4年5月24日

学校法人 杏林学園
理事会・評議員会 殿

監事 則定 衛 
監事 江井 謙 義 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人杏林学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人杏林学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査は会計帳簿等の実査を行い、また理事会、その他の重要な会議に出席し、理事等から業務の執行の報告を聴取するなどして、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から監査の報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）及び財産目録の記載と合致しており、また学校法人会計基準（昭和46年度文部省令第18号）に準拠していることから、適正かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示していると認めます。
- (2) 事業報告書は、学校法人の業務状況を正しく示していると認めます。また、学校法人杏林学園の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認しました。

以上